

令和7年度第1回弘前市福祉有償運送運営協議会

日 時 令和7年12月19日（金）

10時00分

場 所 弘前市役所市民防災館3階防災会議室

次 第

- 1 開会
- 2 委嘱状交付
- 3 弘前市における福祉有償運送の役割と移動困難者の現況について
- 4 申請団体に関する協議について
 - ・社会福祉法人 弘前市社会福祉協議会
 - ・社会福祉法人 抱民舎
 - ・社会福祉法人 愛成会
 - ・社会福祉法人 オリーブ会
 - ・社会福祉法人 誠風会
- 5 その他
- 6 閉会

配布資料一覧

- ・資料 1 弘前市福祉有償運送運営協議会委員名簿
- ・資料 2 自家用有償旅客運送の概要
- ・資料 3 弘前市における移動困難者の現況について
- ・資料 4 移動制約者の輸送についての需要と供給
- ・資料 5 福祉有償運送登録協議団体一覧
- ・資料 6 福祉有償運送団体確認表
- ・資料 7 対価について
- ・資料 8 一般乗用旅客自動車運送事業の運賃料金（弘前交通圏）

・参考資料

「福祉有償運送ガイドブック」

「自家用有償旅客運送者が利用者から収受する対価の取扱いについて」

「弘前市福祉有償運送運営協議会運営規則」

弘前市福祉有償運送運営協議会委員名簿

(任期：令和 7 年 1 2 月 1 9 日～令和 9 年 1 2 月 1 8 日)

区分	所属団体	役職	氏名	協議会職名 (予定)
学識経験のある者	弘前学院大学社会福祉学部	教授	オガワ ユキヒロ 小川 幸裕	委員
福祉有償運送を利用する立場にある者	弘前市町会連合会	副会長	アボ ヒロミ 阿保 博実	副会長
タクシー事業関係者	青森県タクシー協会弘前支部	支部長	シモヤマ キヨシ 下山 清司	委員
福祉有償運送事業関係者	弘前市社会福祉協議会	総務課長兼 岩木・相馬支部長	ミゾエ ヨシタカ 溝江 義孝	委員
青森運輸支局長の指名を受けた職員	青森運輸支局	首席運輸 企画専門官	マルヤ ノブアキ 丸谷 信彰	委員
市の職員	弘前市都市整備部	部長	オサナイ タカノリ 小山内 孝紀	会長

【資料2】

1. 自家用有償旅客運送について

1. 自家用有償旅客運送とは

地域における移動手段の確保は、重要な課題です。

まず、そのための手段として、道路運送法の許可を受けたバス・タクシーといった既存の交通事業者の活用を十分に検討する必要があります。

その上で、既存のバス・タクシー事業者による輸送サービスの提供が困難な場合には、地域の関係者による協議を経た上で、道路運送法の登録を受け、必要な安全上の措置が講じられた「自家用有償旅客運送」を活用することとなります。

また、これらによりがたい場合には「道路運送法の許可又は登録を要しない運送」により移動手段を確保しているケースもあります。

地域における移動手段の確保にあたっては、地域の実情に応じ、関係者が十分な協議を経て、適切な役割分担のもと、持続可能な移動手段が確保されることが重要です。

以上のとおり、自家用有償旅客運送は、バス・タクシー事業者によることが困難な場合に、移動手段確保の役割を担う、重要な制度として位置づけられています。

【自家用有償旅客運送】

- ・ バス・タクシー事業が成り立たない場合であって、地域における輸送手段の確保が必要な場合に、必要な安全上の措置をとった上で、市町村やNPO法人等が、自家用車を用いて提供する運送サービス。
- ・ 旅客から収受する対価は実費の範囲内(※)。
(※)ガソリン代・道路通行料・駐車場料金のほか、人件費・事務所経費等の営利を目的としない妥当な範囲内

2. 自家用有償旅客運送を実施する者

- ・ 自家用有償旅客運送は以下の団体等が主体となって実施することができます。

自家用有償旅客運送の種類

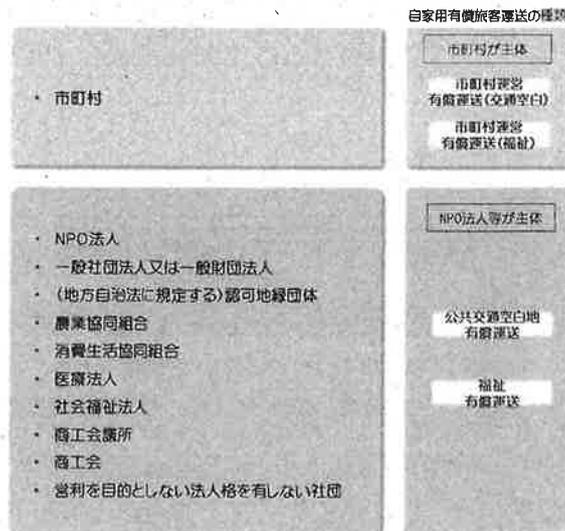
- ・ 市町村
- ・ NPO法人
- ・ 一般社団法人又は一般財団法人
- ・ (地方自治法に規定する)認可地縁団体
- ・ 農業協同組合
- ・ 消費生活協同組合
- ・ 医療法人
- ・ 社会福祉法人
- ・ 商工会議所
- ・ 商工会
- ・ 営利を目的としない法人格を有しない社団

交通空白地
有償運送

福祉
有償運送

【参考】自家用有償旅客運送の種類の見直し

- ・ 現在の種類は、R2.11に見直されたものですが、見直し前は以下のような区分となっていました。



3. ニーズに応じた自家用有償旅客運送の種類

- ・ 地域の移動ニーズに応じて、適切な種類の自家用有償旅客運送の導入を検討しましょう。

地域の移動ニーズ

「バス・タクシー事業者のサービス提供が困難な地域において、住民等」が外出するための移動手段を確保したい

交通空白輸送を行う
自家用有償旅客運送

交通空白地 有償運送

市町村やNPO法人等が、交通空白地において、当該地域の住民、観光旅客その他の当該地域を来訪する者の運送を行うもの

(バス・タクシー事業者が運行管理や車両整備管理に協力する「事業者協力型自家用有償旅客運送」や、実際の運行を事業者に委託することもできる)

地域の移動ニーズ

「単独ではタクシー等の公共交通機関を利用できない身体障害者等」が外出するための移動手段を確保したい

福祉輸送を行う
自家用有償旅客運送

福祉 有償運送

市町村やNPO法人等が、単独で公共交通機関を利用できない身体障害者等を対象に、原則、ドア・ツー・ドアの個別輸送を行うもの

(バス・タクシー事業者が運行管理や車両整備管理に協力する「事業者協力型自家用有償旅客運送」や、実際の運行を事業者に委託することもできる)

弘前市における移動困難者の現況について

運営協議会では、移動制約者の方々の状況や、弘前市におけるタクシー事業者等の公共交通機関によるサービスの提供状況などを把握したうえで、本市においてNPO等が行う福祉有償運送の必要性に関する判断を行うこととされています。

この資料は、協議を行うための基礎資料としてご用意しています。

(令和7年10月31日現在)

【弘前市の人口】

弘前市全人口	157,609 人…a	65歳以上世帯数	40,116 世帯…c
高齢者数(65歳以上)	54,294 人…b	高齢者のみ世帯	28,198 世帯…d
高齢化率(b/a)	34.4 %	高齢者のみ世帯の割合(d/c)	70.3 %

【要介護度別認定者数】

(令和7年7月31日現在)

(人)

	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	計
認定者数	1,178	1,178	2,184	1,997	1,244	1,381	1,026	10,188
介護サービス受給者数①	335	487	2,024	2,015	1,281	1,381	988	8,511
施設入所者②※1	0	4	293	418	457	628	389	2,189
在宅介護サービス受給者(①-②)	335	483	1,731	1,597	824	753	599	6,322

※1…介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、認知症対応型共同生活介護事業所、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護事業所を利用している者

【基本チェックリスト該当者】 1,374 人…うち、介護サービス受給者数 1,036 人

【障がい者手帳保持者数】 10,429 人

(内訳)

○身体障がい者(全年齢)

(人)

身体障害者手帳	6級	5級	4級	3級	2級	1級	計
視覚障害	16	42	20	15	144	159	396
聴覚・平衡機能障害	246	2	401	64	111	7	831
音声言語等機能障害	0	0	17	45	1	0	63
肢体不自由…上肢	48	53	69	109	402	385	1,066
肢体不自由…下肢	64	121	603	307	220	170	1,485
肢体不自由…体幹	0	29	2	47	76	66	220
内部障害	0	0	570	430	24	1,196	2,220
計	374	247	1,682	1,017	978	1,983	6,281

○知的障がい者(全年齢)

愛護手帳	B	A	計
人数	1,074	619	1,693

○精神障がい者(全年齢)

保健福祉手帳	3級	2級	1級	計
人数	386	1,647	422	2,455

64歳以下の身体・知的・精神障がい者③	5,254
上記のうち身障施設入所者 ※3 ④	37
上記のうち知障施設入所者 ※3 ⑤	131
64歳以下の身体・知的・精神障がい者のうち在宅で生活している人(③-(④+⑤))	5,086

※3…施設入所支援

【弘前市における外出支援施策】

○在宅心身障がい者タクシー等移動支援事業(令和7年10月31日現在)

在宅の心身障がい者に対し、障害福祉サービスを補うことを主旨として、タクシー利用料金の一部を助成し、生活行動範囲の拡大及び社会参加を促進する。課税状況によって受給資格に制限あり。

利用券交付者数(人)	延べ利用件数(件)	金額(円)	備 考
1,171	4,946	2,967,600	<ul style="list-style-type: none"> ・対象者:知的障がい児・者Aもしくは身体障がい児・者1、2級(視覚障がい、肢体不自由(上肢障害のみを除く)、心臓・腎臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸の機能障害もしくは免疫機能障害(このうち、障がい部位が1か所の方は1級に限ります)) ・一人当たり年間最大24枚 ・乗車1回当たり600円

○移動支援事業(令和7年10月31日現在)

屋外での移動に困難がある障がい者・児について外出のための支援を行う。

支給決定者(人)		移動支援 利用回数(回)※
身体	109	2,973
知的	84	617
精神	94	2,244
難病	0	0
児童	0	0
計	287	5,834

※期間: 令和6年8月1日～令和7年7月31日

1人当たりの利用回数: 約 2回/月
(小数点以下切り上げ)

【福祉輸送の活動状況】

※令和6年8月1日～令和7年7月31日の実績

	訪問介護事業所	福祉有償運送登録事業所
輸送実施事業所数	29	14
利用者数(人) A	1,344	280
輸送回数(回) B	47,104	6,746
福祉車両	24,519	4,341
セダン等	22,585	2,405
1人当たり利用回数(回/月) B/A (小数点以下切り上げ)	3	3
車両台数(台)	217	45
福祉車両	103	29
セダン等	114	16
運転者数(人)	288	104
2種	56	4
その他	232	100

【市内タクシー会社の活動状況】

事業所数	7
輸送回数(回) C	993,402
福祉車両	6,218
セダン等	987,184
車両台数(台)	379
福祉車両	9
セダン等	370
運転者数(人) D	397
2種	397
☆(うち介護福祉士)	2
☆(うち訪問介護員)	2
☆(うちケア輸送サービス従業者研修修了者)	63
☆印の資格を持った運転者が移動制約者に対し一般車両で輸送を行える回数(年間)	8,998
1人当たり運転回数(C/D)÷240日 (小数点以下切り上げ)	11

移動制約者の輸送についての需要と供給

この資料における需要と供給は、移動について福祉的な支援を要すると考えられる高齢者及び障がい者が、その支援を行う事業者を利用する回数(需要)と、移動に支援を要する人に支援を行う事業者の輸送可能回数(供給)を数値で具体化したものです。

需要 移動制約者(※1)の年間利用回数(想定)

①	高齢者(要支援1~2、要介護1~5、基本チェックリスト該当者のいずれかであり、介護サービス受給者)のうち在宅で生活している人	7,358	人
②	障がい者(64歳以下の人)のうち在宅で生活している人	5,086	人
③	弘前市内における自家用自動車の保有率(※2)	66.9	%
④	①、②の1か月当たりの平均利用回数(想定)	2.0	回/月
⑤	利用期間(1年間)	12	か月
	需要量 $(①+②) \times ④ \times ⑤ \times (100-③)\%$ ※小数点以下第一位四捨五入	98,855	回/年

※1 移動について福祉的な支援を要すると考えられる人

※2 東北運輸局青森運輸支局「青森県内市町村別自動車数調(令和7年3月末)」より、「乗用車(自家用及び軽自動車四輪)」の数を、弘前市の18歳以上の人口(令和7年11月1日現在)で除して得た数

供給 移動制約者に対する年間輸送可能回数(想定)

①	障がい者の移動支援の輸送可能回数(想定)	5,834	回/年
②	訪問介護事業所の輸送可能回数(想定)	47,104	回/年
③	福祉有償運送の輸送可能回数(想定)	6,746	回/年
④	タクシー会社の輸送可能回数(想定)	20,162	回/年
	供給量 $①+②+③+④$	79,846	回/年

令和7年度福祉有償運送登録協議団体一覧

協議団体

	団体名	事業所名	協議の目的
1	社会福祉法人 弘前市社会福祉協議会	社会福祉法人 弘前市社会福祉協議会 岩木支部	登録更新
2	社会福祉法人 抱民舎	社会福祉法人 抱民舎	登録更新
3	社会福祉法人 愛成会	弘前静光園 ホームヘルパーステーション	登録更新
		自由ヶ丘ホームヘルパーステーション	登録更新
		養護老人ホーム 弘前温清園	登録更新
		養護盲老人ホーム 津軽ひかり荘	登録更新
4	社会福祉法人 オリーブ会	オリーブヘルパーステーション	登録更新
5	社会福祉法人誠風会	訪問介護センター幸陽荘	登録更新

登録団体一覧

No.	団体名	事業所名	登録期間満了日
1	社会福祉法人 弘前市社会福祉協議会	社会福祉法人 弘前市社会福祉協議会 岩木支部	令和8年2月22日
2	社会福祉法人 抱民舎	社会福祉法人 抱民舎	令和8年2月22日
3	社会福祉法人 愛成会	弘前静光園 ホームヘルパーステーション	令和8年3月22日
		自由ヶ丘ホームヘルパーステーション	令和8年3月22日
		養護老人ホーム 弘前温清園	令和8年3月22日
		養護盲老人ホーム 津軽ひかり荘	令和8年3月22日
4	社会福祉法人 オリーブ会	オリーブヘルパーステーション	令和8年3月22日
5	特定非営利活動法人 ありんこ	児童デイサービス やよいのあかり	令和9年3月24日
6	特定非営利活動法人 team.Step by step	児童デイサービス すてっぷ	令和9年3月24日
7	特定非営利活動法人 銀河	送迎サポートステーション Pegasus	令和10年3月2日
8	特定非営利活動法人 光の岬福祉研究会	ひかりの岬居宅介護等事業所	令和10年3月13日
9	特定非営利活動法人 ケアサポートひまわり	Plan Do	令和10年4月3日
10	社会福祉法人誠風会	訪問介護センター幸陽荘	令和8年1月23日

福祉有償運送団体確認票

No	項目	登録更新予定内容	備考（前回からの変更点等）
1	運送主体の名称、住所、代表者の氏名	(名称) 社会福祉法人弘前市社会福祉協議会 (住所) 青森県弘前市大字宮園二丁目8番地1 (代表者) 会長 島 浩之	
	事務所の名称及び住所	(名称) 社会福祉法人弘前市社会福祉協議会 (住所) 青森県弘前市大字宮園二丁目8番地1	
2	運送しようとする旅客の範囲	<input type="checkbox"/> イ 身体障がい者	
		<input type="checkbox"/> ロ 精神障がい者	
		<input type="checkbox"/> ハ 知的障がい者	
		<input type="checkbox"/> ニ 要介護認定を受けている者	
		<input type="checkbox"/> ホ 要支援認定を受けている者	
		<input type="checkbox"/> ヘ 基本チェックリストに該当する者	
		<input type="checkbox"/> ト その他の障害を有する者	
3	運送の区域	弘前市内（岩木地区）の区域内を発地又は着地とする地域	
4	運送の目的	医療機関等への通院等に関し、一般の交通機関を利用することが困難な在宅の高齢者等に対し、移送用事業（リフト付き車両）を利用した移送サービスを実施	
5	使用車両の種類及びその種類ごとの台数	使用車両 回転シート車1台 トヨタ ノア（弘前510せ130）	
		使用権原 弘前市所有	
6	旅客から収受する対価	1. 令和8年3月31日までの旅客から収受する対価 1) 医療機関への送迎 1回あたり利用料（片道） 自宅から5km未満 200円、自宅から5km～10km未満 300円、自宅から10km～15km未満 410円、15km以上 460円 2) 弘前市又は弘前市社会福祉協議会が実施、協賛する福祉事業を利用するための送迎 1回あたり利用料（片道） 50円（生活保護世帯は無料） 2. 令和8年4月1日からの旅客から収受する対価 1) 医療機関への送迎 1回あたり利用料（片道） 自宅から5km未満 250円、自宅から5km～10km未満 350円、自宅から10km～15km未満 460円、15km以上 510円 2) 弘前市又は弘前市社会福祉協議会が実施、協賛する福祉事業を利用するための送迎 1回あたり利用料（片道） 50円（生活保護世帯は無料）	2. 令和8年4月1日からの旅客から収受する対価 1) 医療機関への送迎 1回あたり利用料（片道） 自宅から5km未満 250円、自宅から5km～10km未満 350円、自宅から10km～15km未満 460円、15km以上 510円 2) 弘前市又は弘前市社会福祉協議会が実施、協賛する福祉事業を利用するための送迎 1回あたり利用料（片道） 50円（生活保護世帯は無料）
7	複数乗車の設定	<input checked="" type="checkbox"/> 有（最大乗車人数： 7名） <input type="checkbox"/> 無	
8	運転者の人数及び運転免許の種類ごとの人数	人数 4名（うち一種免許2名、二種免許2名）	旧 3名（うち一種免許0名、二種免許3名） 新 4名（うち一種免許2名、二種免許2名）
	講習等	上記運転者は、 ①免許が有効である。 ②過去に2年以内に免許停止処分がない。 ③道路運送法に規定する講習を受講済。	
9	添乗員の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	
10	運行管理の体制等	(運行管理責任者) 成田 年正	旧 (運行管理責任者) 小林 雅也 新 (運行管理責任者) 成田 年正
		(整備管理責任者) 須藤 俊晴	旧 (整備管理責任者) 軍司 俊之 新 (整備管理責任者) 須藤 俊晴
		(事故対応責任者) 成田 年正	旧 (事故対応責任者) 小林 雅也 新 (事故対応責任者) 成田 年正
		(苦情処理責任者) 成田 年正	旧 (苦情処理責任者) 軍司 俊之 新 (苦情処理責任者) 成田 年正
11	損害賠償措置	自動車損害共済加入（対人：無制限、対物：無制限）	
12	法令順守	法人における役員の全員が道路運送法第79条の4第1項第1号から第4号までのいずれにも該当しない。 → <input checked="" type="checkbox"/> はい ・ <input type="checkbox"/> いいえ	

福祉有償運送団体確認票

(別添)

No	項目	登録更新予定内容												
13	対価の設定根拠	<p>段階的にバス料金へ近づけるように令和6年度に改定をし、令和8年度、令和11年度と段階的に引き上げるため、今回（令和8年度）は医療機関への送迎の対価について一律50円を引き上げるものである。</p> <p>令和8年度利用料金（医療機関への送迎）</p> <table border="0"> <tr> <td>5km未満</td> <td>250円（バス料金360円）</td> <td>5km～10km未満</td> <td>350円（バス料金420円）</td> </tr> <tr> <td>10km～15km未満</td> <td>460円（バス料金500円）</td> <td>15km以上</td> <td>510円（バス料金500円）</td> </tr> </table>	5km未満	250円（バス料金360円）	5km～10km未満	350円（バス料金420円）	10km～15km未満	460円（バス料金500円）	15km以上	510円（バス料金500円）				
5km未満	250円（バス料金360円）	5km～10km未満	350円（バス料金420円）											
10km～15km未満	460円（バス料金500円）	15km以上	510円（バス料金500円）											
14	対価を変更をしない場合はその理由	令和8年度に対価増額を予定。												
15	日常点呼等の確認有無	<table border="0"> <tr> <td>疾病</td> <td><input checked="" type="checkbox"/>有</td> <td><input type="checkbox"/>無</td> </tr> <tr> <td>疲労</td> <td><input checked="" type="checkbox"/>有</td> <td><input type="checkbox"/>無</td> </tr> <tr> <td>飲酒</td> <td><input checked="" type="checkbox"/>有</td> <td><input type="checkbox"/>無</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td colspan="2"></td> </tr> </table>	疾病	<input checked="" type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無	疲労	<input checked="" type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無	飲酒	<input checked="" type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無	その他		
		疾病	<input checked="" type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無										
		疲労	<input checked="" type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無										
		飲酒	<input checked="" type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無										
その他														
16	上記の具体的な確認方法	運転手は、出勤時に職員との対面による健康状態の確認及びアルコール検知器による検査を実施している。												
17	福祉有償運送の稼働時間	（点呼）午前8時～（終了）午後3時頃 ※利用状況に応じて終了時間は異なる。												

福祉有償運送団体確認票

No	項目	登録更新予定内容	備考（前回からの変更点等）
1	運送主体の名称、住所、代表者の氏名	(名称) 社会福祉法人 抱民舎 (住所) 弘前市高屋字安田735-3 (代表者) 成田 春洋	
	事務所の名称及び住所	(名称) であいの家あうん (住所) 弘前市高屋字高屋735-3	
2	運送しようとする旅客の範囲	<input type="radio"/> イ 身体障がい者	
		<input type="radio"/> ロ 精神障がい者	
		<input type="radio"/> ハ 知的障がい者	
		<input type="checkbox"/> ニ 要介護認定を受けている者	
		<input type="checkbox"/> ホ 要支援認定を受けている者	
		<input type="checkbox"/> ヘ 基本チェックリストに該当する者	
		<input type="radio"/> ト その他の障害を有する者	
3	運送の区域	弘前市を発地又は着地とする区域	
4	運送の目的	移動支援、学校への通学の為の送迎、自宅から病院までの送迎	
5	使用車両の種類及びその種類ごとの台数	使用車両 車いす車3台（うち軽1台）、セダン等1台（うち軽1台）	
	使用権原	法人所有	
6	旅客から収受する対価	【距離制】 1kmごとに80円+回送料400円（市街の場合600円） グループ乗合500円（片道）	
7	複数乗車の設定	<input type="checkbox"/> 有（最大乗車人数： 名） <input checked="" type="checkbox"/> 無	
8	運転者の人数及び運転免許の種類ごとの人数	人数 13名（うち一種免許 13名、二種免許 名）	
	講習等	上記運転者は、 ①免許が有効である。 ②過去に2年以内に免許停止処分がない。 ③道路運送法に規定する講習を受講済。	
9	添乗員の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	
10	運行管理の体制等	(運行管理責任者) 原田 誠士	
		(整備管理責任者) 原田 誠士	
		(事故対応責任者) 長尾 夏美	
		(苦情処理責任者) 三上淳子	
11	損害賠償措置	対人：無制限、対物：無制限の自動車保険に加入	
12	法令順守	法人における役員の全員が道路運送法第79条の4第1項第1号から第4号までのいずれにも該当しない。 → <input checked="" type="checkbox"/> はい ・ <input checked="" type="checkbox"/> いいえ	

福祉有償運送団体確認票

(別添)

No	項目	登録更新予定内容
13	対価の設定根拠	※別紙に記入。
14	対価を変更をしない場合はその理由	車両に掛かるガソリン代、維持費は有償運送の対価で賄われている為、変更していない。
15	日常点呼等の確認有無	疾病 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
		疲労 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
		飲酒 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
		その他
16	上記の具体的な確認方法	運行前に、運行管理責任者と対面で確認表を活用しながら運転者の状態確認し記録をしている。その他、アルコールチェッカーを使用してアルコールチェックを行っている。
17	福祉有償運送の稼働時間	点呼開始7時～運送終了19時（早番、遅番がある為、ご家庭の事情によっては、こちらの時間で対応することもある。）

対価の設定根拠

< 抱民舎送迎利用料金 >

	10km	15km	20km
1 km80円の場合	¥800	¥1,200	¥1,600
回送料（市内400円）	¥400	¥400	¥400
（市外600円）	¥600	¥600	¥600
合計 市内の場合	¥1,200	¥1,600	¥2,000
合計 市外の場合	¥1,400	¥1,800	¥2,200

根拠：抱民舎では福祉有償運送での対価を人件費に当てておらず、基本的にはガソリン代や車両の維持費に当てている。職員は、障がい者の生活支援を主として業務を行っており、人件費は国保連の収入が当てられている。また、単に送迎をするだけでなく、専門性を持った職員の支援や介助も含まれている。タクシー料金の8割の対価とはなっていないが、営利目的ではなく車両に掛かる経費がまかなえる対価として、1 km80円、回送料400円（市外600円）と設定した。

福祉有償運送団体確認票

(別添)

No	項目	登録更新予定内容
13	対価の設定根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・所有車両の月間走行距離に占める福祉有償運送での走行距離は9%である。 月間給油金額(11,551円)の9%は1,040円である。 ・人件費に関して、福祉有償運送中も介護従事者として勤務しており、福祉有償運送の収益でその方の給与を賄っているわけではない。介護従事者としての1日の給料は報酬規程に基づいて支払っているため、福祉有償運送の必要経費として認定していない。
14	対価を変更をしない場合はその理由	ガソリン代等の自費の部分は送迎の対価で賄えているため
15	日常点呼等の確認有無	疾病 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
		疲労 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
		飲酒 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
		その他
16	上記の具体的な確認方法	<p>【疾病・疲労】 日勤：出勤時、運行管理責任者及び整備管理責任者が対面で確認し、結果を酒気及び記録確認表に記入する。</p> <p>【飲酒】 出勤時・退勤時、アルコール検知器を使用して測定している。また、実施内容・結果を酒気及び記録確認表に記入している。</p>
17	福祉有償運送の稼働時間	8時00分～17時30分

福祉有償運送団体確認票

No	項目		登録更新予定内容	備考（前回からの変更点等）
1	運送主体の名称、住所、代表者の氏名		(名称) 社会福祉法人 愛成会 (住所) 弘前市大字豊原一丁目1番地3 (代表者) 理事長 佐々木 哲	
	事務所の名称及び住所		(名称) 自由ヶ丘ホームヘルパーステーション (住所) 青森県弘前市大字金風町5-30	
2	運送しようとする旅客の範囲		<input type="checkbox"/> イ 身体障がい者	イ 身体障がい者 ロ 精神障がい者 ハ 知的障がい者 ホ 要支援認定を受けている者 ヘ 基本チェックリストに該当する者 ト その他の障害を有する者 の【○】を外す。
			<input type="checkbox"/> ロ 精神障がい者	
			<input type="checkbox"/> ハ 知的障がい者	
			<input type="checkbox"/> ニ 要介護認定を受けている者	
			<input type="checkbox"/> ホ 要支援認定を受けている者	
			<input type="checkbox"/> ヘ 基本チェックリストに該当する者	
			<input type="checkbox"/> ト その他の障害を有する者	
3	運送の区域		弘前市	
4	運送の目的		施設⇄医療機関の送迎	
5	使用車両の種類及びその種類ごとの台数	使用車両	車椅子車：3台（うち軽自動車3台） 回転シート車：1台	
		使用権原	法人所有：4台	
6	旅客から収受する対価		2.0kmまで400円 以降1.0km増すごとに100円	
7	複数乗車の設定		<input checked="" type="checkbox"/> 有（最大乗車人数：2名） <input type="checkbox"/> 無	
8	運転者の人数及び運転免許の種類ごとの人数		人数 21名（うち一種免許 21名、二種免許 名）	・ 前回は34名（うち一種免許 34名、二種免許 名）
	講習等		上記運転者は、 ①免許が有効である。 ②過去に2年以内に免許停止処分がない。 ③道路運送法に規定する講習を受講済。	
9	添乗員の有無		<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	
10	運行管理の体制等		(運行管理責任者) 鳴海 雄輔 葛西 里美	前回は今 敏博 工藤 裕孝
			(整備管理責任者) 中畑 直人 佐々木 真也	
			(事故対応責任者) 竹村 亜矢子 下山 宏伸	
			(苦情処理責任者) 竹村 亜矢子 下山 宏伸	
11	損害賠償措置		対人：無制限 対物：無制限の保険に加入	
12	法令順守		法人における役員の全員が道路運送法第79条の4第1項第1号から第4号までのいずれにも該当しない。 → <input checked="" type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	

福祉有償運送団体確認票

(別添)

No	項目	登録更新予定内容
13	対価の設定根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・所有車両の月間走行距離に占める福祉有償運送での走行距離は2%である。月間給油金額（15,648円）の2%は312円である。 ・ホームヘルパーは、ケアマネージャーが作成したケアプランに位置付けられた利用者に対しサービス提供を行っているが、人件費に関して、福祉有償運送中も介護従事者として勤務しており、福祉有償運送の収益でその方の給与を賄っているわけではない。介護従事者としての1日の給料は給与規程に基づいて支払われており、福祉有償運送のサービス提供により左右されるわけではない。
14	対価を変更をしない場合はその理由	<ul style="list-style-type: none"> ・給油代金等の諸経費については、現状、実費により賄えているため。
15	日常点呼等の確認有無	疾病 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
		疲労 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
		飲酒 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
		その他
16	上記の具体的な確認方法	<p>【疾病・疲労】 日勤：朝会終了後、運行管理責任者及び整備管理責任者が対面で確認し、結果を酒気及び記録確認表に記入する。 夜勤：申し送り終了後、運行管理責任者及び整備管理責任者が対面で確認し、結果を酒気及び記録確認表に記入する。</p> <p>【飲酒】 出発前・帰園後、アルコール検知器を使用して測定、数値を第三者に提示している。また、実施内容・結果を酒気及び記録確認表に記入している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・運転した場合、福祉有償運送日報へも上記の実施結果を記入している。
17	福祉有償運送の稼働時間	日勤： 8時30分 ~ 17時15分 夜勤： 16時30分 ~ 10時00分

福祉有償運送団体確認票

No	項目	登録更新予定内容	備考（前回からの変更点等）
1	運送主体の名称、住所、代表者の氏名	(名称) 社会福祉法人 愛成会 (住所) 弘前市大字豊原一丁目1番地3 (代表者) 理事長 佐々木 哲	
	事務所の名称及び住所	(名称) 養護老人ホーム 弘前温清園 (住所) 青森県弘前市金風町5番地1	
2	運送しようとする旅客の範囲	<input type="radio"/> イ 身体障がい者	
		<input type="radio"/> ロ 精神障がい者	
		<input type="radio"/> ハ 知的障がい者	
		<input type="radio"/> ニ 要介護認定を受けている者	
		<input type="radio"/> ホ 要支援認定を受けている者	
		<input type="radio"/> ヘ 基本チェックリストに該当する者	
		<input type="radio"/> ト その他の障害を有する者	
3	運送の区域	弘前市	
4	運送の目的	①施設⇔医療機関の送迎 ②施設⇔公的機関の送迎 ③施設⇔銀行・郵便局の送迎 ④施設⇔商業施設の送迎 ⑤施設⇔理容・美容室の送迎 ⑥施設⇔携帯電話会社の送迎 ⑦施設⇔利用者宅の送迎	・前は①のみ。
5	使用車両の種類及びその種類ごとの台数	使用車両 車椅子車：2台（うち軽自動車1台）	・前は車椅子車4台（うち軽自動車3台）
		使用権原 法人所有：2台	
6	旅客から収受する対価	2.0kmまで400円 以降1.0km増すごとに100円	
7	複数乗車の設定	<input checked="" type="checkbox"/> 有（最大乗車人数：2名） <input type="checkbox"/> 無	
8	運転者の人数及び運転免許の種類ごとの人数	人数 22名（うち一種免許 22名、二種免許 名）	・前は12名（うち一種免許 12名、二種免許 名）
	講習等	上記運転者は、 ①免許が有効である。 ②過去に2年以内に免許停止処分がない。 ③道路運送法に規定する講習を受講済。	
9	添乗員の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	
10	運行管理の体制等	(運行管理責任者) 木村 愛子	下山 由香子
		(整備管理責任者) 中畑 直人	
		(事故対応責任者) 竹村 亜矢子	
		(苦情処理責任者) 竹村 亜矢子	
11	損害賠償措置	対人：無制限 対物：無制限の保険に加入	
12	法令順守	法人における役員の全員が道路運送法第79条の4第1項第1号から第4号までのいずれにも該当しない。 → <input checked="" type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	

福祉有償運送団体確認票

(別添)

No	項目	登録更新予定内容	
13	対価の設定根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・ 所有車両の月間走行距離に占める福祉有償運送での走行距離は61%である。月間給油金額（10,493円）の61%は6,400円である。 ・ 人件費に関して、福祉有償運送中も介護従事者として勤務しており、福祉有償運送の収益でその方の給与を賄っているわけではない。介護従事者としての1日の給料は給与規程に基づいて支払っているため、福祉有償運送の必要経費として認定していない。 	
14	対価を変更をしない場合はその理由	<ul style="list-style-type: none"> ・ 給油代金等の諸経費については、現状、実費により賄えているため。 	
15	日常点呼等の確認有無	疾病	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
		疲労	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
		飲酒	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
		その他	
16	上記の具体的な確認方法	<p>【疾病・疲労】</p> <p>日勤：朝会終了後、運行管理責任者及び整備管理責任者が対面で確認し、結果を酒気及び記録確認表に記入する。 夜勤：申し送り終了後、運行管理責任者及び整備管理責任者が対面で確認し、結果を酒気及び記録確認表に記入する。</p> <p>【飲酒】</p> <p>出発前・帰園後、アルコール検知器を使用して測定、数値を第三者に提示している。また、実施内容・結果を酒気及び記録確認表に記入している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 運転した場合、福祉有償運送日報へも上記の実施結果を記入している。 	
17	福祉有償運送の稼働時間	日勤： 8時30分 ～ 17時15分 夜勤： 16時30分 ～ 10時00分	

福祉有償運送団体確認票

No	項目		登録更新予定内容	備考（前回からの変更点等）
1	運送主体の名称、住所、代表者の氏名		(名称) 社会福祉法人 愛成会 (住所) 青森県弘前市大字豊原一丁目1番地3 (代表者) 理事長 佐々木 哲	
	事務所の名称及び住所		(名称) 養護盲人ホーム津軽ひかり荘 (住所) 青森県弘前市大字金厩町5番地1	
2	運送しようとする旅客の範囲		<input type="radio"/> イ 身体障がい者	
			<input type="radio"/> ロ 精神障がい者	
			<input type="radio"/> ハ 知的障がい者	
			<input type="radio"/> ニ 要介護認定を受けている者	
			<input type="radio"/> ホ 要支援認定を受けている者	
			<input type="radio"/> ヘ 基本チェックリストに該当する者	
			<input type="radio"/> ト その他の障害を有する者	
3	運送の区域		弘前市内	
4	運送の目的		①施設から医療機関までの送迎 ②施設から公的機関までの送迎 ③銀行・郵便局までの送迎 ④商業施設までの送迎 ⑤理容・美容室までの送迎 ⑥携帯電話会社までの送迎 ⑦利用者宅までの送迎	前回：施設から医療機関までの送迎 ※運送の目的②③④⑤⑥⑦を追加
5	使用車両の種類及びその種類ごとの台数	使用車両	車いす車…1台（軽）、セダン…2台（うち軽1台）	
		使用権原	法人所有…3台	
6	旅客から収受する対価		2.0kmまで400円、以降1.0km増すごとに100円 複数乗車の場合も同様の対価とする	前回：2.0kmまで400円、以降1.0km増すごとに100円 複数乗車の場合 2.0kmまで200円、以降1.0km増すごとに50円
7	複数乗車の設定		<input checked="" type="checkbox"/> 有（最大乗車人数：2名） <input type="checkbox"/> 無	
8	運転者の人数及び運転免許の種類ごとの人数	人数	19名（うち一種免許19名、二種免許0名）	前回：11名（うち一種免許11名、二種免許0名）
		講習等	上記運転者は、 ①免許が有効である。 ②過去に2年以内に免許停止処分がない。 ③道路運送法に規定する講習を受講済。	
9	添乗員の有無		<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	
10	運行管理の体制等		(運行管理責任者) 葛西 里実	前回：工藤 裕孝
			(整備管理責任者) 佐々木 真也	
			(事故対応責任者) 下山 宏伸	
			(苦情処理責任者) 下山 宏伸	
11	損害賠償措置		対人：無制限、対物：無制限の自動車保険に加入	
12	法令順守		法人における役員の全員が道路運送法第79条の4第1項第1号から第4号までのいずれにも該当しない。 → <input checked="" type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ	

福祉有償運送団体確認票

(別添)

No	項目	登録更新予定内容
13	対価の設定根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・所有車両の月間走行距離に占める福祉有償運送での走行距離は27%である。月間給油金額(21,028円)の27%は5,677円である。 ・人件費に関して、福祉有償運送中も介護従事者として勤務しており、福祉有償運送の収益でその方の給与を賄っているわけではない。介護従事者としての1日の給料は給与規程に基づいて支払っているため、福祉有償運送の必要経費として認定していない。
14	対価を変更をしない場合はその理由	ガソリン代の実費を送迎の対価で賄っているため変更の必要がない。
15	日常点呼等の確認有無	疾病 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
		疲労 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
		飲酒 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
		その他
16	上記の具体的な確認方法	<p>【疾病・疲労】 日勤：朝会終了後、運行管理責任者及び整備管理責任者が対面で確認し、結果を酒気及び記録確認表に記入する。 夜勤：申し送り終了後、運行管理責任者及び整備管理責任者が対面で確認し、結果を酒気及び記録確認表に記入する。</p> <p>【飲酒】 出発前・帰園後、アルコール検知器を使用して測定、数値を第三者に提示している。また、実施内容・結果を酒気及び記録確認表に記入している。 福祉有償運送日報へも上記の実施結果を記入している。</p>
17	福祉有償運送の稼働時間	日勤： 8時30分 ~ 17時15分 夜勤： 16時00分 ~ 10時00分

福祉有償運送団体確認票

No	項目		登録更新予定内容	備考（前回からの変更点等）
1	運送主体の名称、住所、代表者の氏名		(名 称) 社会福祉法人オリーブ会 (住 所) 青森県弘前市大字鷹匠町16番地1 (代表者) 理事長 石澤 誠	
	事務所の名称及び住所		(名 称) オリーブヘルパーステーション (住 所) 青森県弘前市大字鷹匠町16番地1	
2	運送しようとする旅客の範囲		<input type="checkbox"/> イ 身体障がい者	
			<input type="checkbox"/> ロ 精神障がい者	
			<input type="checkbox"/> ハ 知的障がい者	
			<input type="checkbox"/> ニ 要介護認定を受けている者	
			<input type="checkbox"/> ホ 要支援認定を受けている者	
			<input type="checkbox"/> ヘ 基本チェックリストに該当する者	
			<input type="checkbox"/> ト その他の障害を有する者	
3	運送の区域		弘前市を発地又は着地とする区域	
4	運送の目的		自宅から医療機関、公的機関等への送迎	
5	使用車両の種類及びその種類ごとの台数	使用車両	車いす車3台（うち軽1台） 回転シート車1台（うち軽1台）	
		使用権原	法人所有	
6	旅客から収受する対価		【距離制】 2kmまで400円、以降1km増すごとに100円	【距離制】 4kmまで350円、以降1km増すごとに50円
7	複数乗車の設定		<input type="checkbox"/> 有（最大乗車人数： 名） <input checked="" type="checkbox"/> 無	
8	運転者の人数及び運転免許の種類ごとの人数	人数	2名（うち一種免許1名、二種免許1名）	
		講習等	上記運転者は、 ①免許が有効である。 ②過去に2年以内に免許停止処分がない。 ③道路運送法に規定する講習を受講済。	
9	添乗員の有無		<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	
10	運行管理の体制等		(運行管理責任者) 古山 菜穂子	佐藤 伸彦
			(整備管理責任者) 古山 菜穂子	佐藤 伸彦
			(事故対応責任者) 石澤 育子	
			(苦情処理責任者) 石澤 育子	
11	損害賠償措置		全車両とも 対人：無制限、対物：無制限の自動車保険に加入	
12	法令順守		法人における役員の全員が道路運送法第79条の4第1項第1号から第4号までのいずれにも該当しない。 → <input checked="" type="checkbox"/> はい ・ <input type="checkbox"/> いいえ	

福祉有償運送団体確認票

(別添)

No	項目	登録更新予定内容
13	対価の設定根拠	ガソリン代、車検代、保険料、タイヤ購入等、車両を維持するための経費の値上がりがあり、一概に有償以外での使用の問題もあるため、すべての経費上昇の金額を運賃に上乗せできないが、現在の設定から初乗り50円値上げし、2km400円、1km増すごとに100円追加の設定とすることは決して高いものではないと思われる。
14	対価を変更をしない場合はその理由	
15	日常点呼等の確認有無	疾病 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
		疲労 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
		飲酒 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
		その他 検温
16	上記の具体的な確認方法	毎朝、始業前に職員同士(一人の場合は隣接する事業所の職員等)と対面で確認表を活用しながら状態を確認し記録。その他機械を使用したアルコールチェック、検温検査を行い、記録している。
17	福祉有償運送の稼働時間	8時30分～17時30分

福祉有償運送団体確認票

No	項目		登録更新予定内容	備考（前回からの変更点等）
1	運送主体の名称、住所、代表者の氏名		(名称) 社会福祉法人 誠風会 (住所) 青森県弘前市清野袋字岡部433-1 (代表者) 理事長 梅村 芳文	
	事務所の名称及び住所		(名称) 訪問介護センター幸陽荘 (住所) 青森県弘前市清野袋字岡部433-1	
2	運送しようとする旅客の範囲		<input type="checkbox"/> イ 身体障がい者	
			<input type="checkbox"/> ロ 精神障がい者	
			<input type="checkbox"/> ハ 知的障がい者	
			<input type="checkbox"/> ニ 要介護認定を受けている者	
			<input type="checkbox"/> ホ 要支援認定を受けている者	
			<input type="checkbox"/> ヘ 基本チェックリストに該当する者	
			<input type="checkbox"/> ト その他の障害を有する者	
3	運送の区域		弘前市を発地又は着地とする区域	
4	運送の目的		自宅から病院までの送迎	
5	使用車両の種類及びその種類ごとの台数	使用車両	車いす車…1台(軽)、セダン…1台(軽)	
		使用権原	法人所有	
6	旅客から収受する対価		2.0kmまで400円、以降1.0km増すごとに100円	
7	複数乗車の設定		<input type="checkbox"/> 有 (最大乗車人数: 名) <input checked="" type="checkbox"/> 無	
8	運転者の人数及び運転免許の種類ごとの人数	人数	2名(うち一種免許 2名、二種免許 名)	
		講習等	上記運転者は、 ①免許が有効である。 ②過去に2年以内に免許停止処分がない。 ③道路運送法に規定する講習を受講済。	
9	添乗員の有無		<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	
10	運行管理の体制等		(運行管理責任者) 福士英雄	鈴木正司から変更
			(整備管理責任者) 福士英雄	鈴木正司から変更
			(事故対応責任者) 赤石忍	
			(苦情処理責任者) 赤石忍	
11	損害賠償措置		対人：無制限、対物：無制限の自動車保険に加入	
12	法令順守		法人における役員の全員が道路運送法第79条の4第1項第1号から第4号までのいずれにも該当しない。 → <input checked="" type="checkbox"/> はい ・ <input type="checkbox"/> いいえ	

福祉有償運送団体確認票

(別添)

No	項目	登録更新予定内容
13	対価の設定根拠	当法人における自動車等の運行に係る事業費は、1日当たり 4,160 円 と算定している。これに福祉有償運送の稼働割合 9% を乗じることで、 $4,160 \text{ 円} \times 9\% = 374 \text{ 円}$ となり、1日当たりの福祉有償運送に係る必要経費は 374 円である。なお、人件費については、福祉有償運送を担当する職員が運送業務中も介護従事者として勤務している扱いであり、給与は介護職員としての報酬規程に基づき支払われている。
14	対価を変更をしない場合はその理由	燃料費・車両維持費などを基礎として1回の送迎にかかる対価で賄えている。
15	日常点呼等の確認有無	疾病 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
		疲労 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
		飲酒 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
		その他 体調確認・呼気検査（朝・夕）
16	上記の具体的な確認方法	毎朝、呼気検査を事務所内（対面）で行い、指示事項（法定速度順守など）体調の確認も行う。帰社後も呼気検査を行い一日の記録を行う。
17	福祉有償運送の稼働時間	点呼開始8：30 運送終了17：30

対価について

協議団体の対価について

事業所名	設定対価	タクシー料金に対する対価の割合
社会福祉法人 弘前市社会福祉協議会 岩木支部	【定額制】 ・ 5km未満 1回250円 ・ 5km～10km未満 1回350円 ・ 10km～15km未満 1回460円 ・ 15km以上 1回510円 ・ 市又は社会福祉協議会が実施又は協賛する 福祉事業を利用するための送迎 1回50円	割合：7.4% 1回の平均輸送距離：18.6km 対価：510円 タクシー：6,880円 (3人乗車の場合、対価が3倍になり 割合は22.2%となる)
であいの家 あうん	【距離制】 ・ 1kmごとに80円+回送料400円 ・ 1kmごと80円+回送料600円(市外の場合) ・ グループ乗合500円(片道)	割合：30.4% 1回の平均輸送距離：14.1km 対価：1,600円 タクシー：5,260円
弘前静光園 ホームヘルパーステーション	【距離制】2km未満400円、以降1km増す度に 100円	割合：38.0% 1回の平均輸送距離：4.2km 対価：700円 タクシー：1,840円
自由ヶ丘ホームヘルパー ステーション	【距離制】2kmまで400円、以降1km増すごとに 100円	割合：38.2% 1回の平均輸送距離：3.5km 対価：600円 タクシー：1,570円
養護老人ホーム 弘前温清園	【距離制】2kmまで400円、以降1km増すごとに 100円	割合：40.5% 1回の平均輸送距離：3.1km 対価：600円 タクシー：1,480円

事業所名	設定対価	タクシー料金に対する対価の割合
養護盲老人ホーム 津軽ひかり荘	【距離制】2kmまで400円、以降1km増すごとに100円	<p style="text-align: center;">割合：44.6%</p> 1回の平均輸送距離：2.2km 対価：500円 タクシー：1,120円 (2人乗車の場合、対価が2倍になり割合は89.2%となる)
オリーブヘルパーステーション	【距離制】2kmまで400円、以降1km増すごとに100円	<p style="text-align: center;">割合：59.7%</p> 1回の平均輸送距離：1.0km 対価：400円 タクシー：670円
訪問介護センター幸陽荘	【距離制】2kmまで400円、以降1km増すごとに100円	<p style="text-align: center;">割合：36.3%</p> 1回の平均輸送距離：5.2km 対価：800円 タクシー：2,200円

一般乗用旅客自動車運送事業の運賃料金 (弘前交通圏)

1 距離制運賃

	初乗運賃	加算運賃
特定大型車	1.0kmまで 840円	184mまで増すごとに 90円
大型車	1.0kmまで 760円	194mまで増すごとに 90円
普通車	1.0kmまで 670円	257mまで増すごとに 90円

2 時間距離併用制運賃

特定大型車	時速10km以下の走行時間について 1分10秒ごとに 90円
大型車	時速10km以下の走行時間について 1分10秒ごとに 90円
普通車	時速10km以下の走行時間について 1分35秒ごとに 90円

3 時間制運賃

	初乗運賃	加算運賃
特定大型車	30分 4,770円	10分ごとに 1,590円
大型車	30分 4,540円	10分ごとに 1,510円
普通車	30分 3,200円	10分ごとに 1,070円